

私は、日本共産党愛知県議会議員団を代表して、第七十二号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の退職手当の引き下げは、知事部局等職員、教員、警察官等、常勤の一般職員約六万三千人が対象となり、引き下げ率は三・三%、定年退職の場合、平均約八十万円が引き下げられるものです。

職員の退職手当は、国家公務員の退職手当がおおむね五年ごとに、民間状況を踏まえて見直されることに準じて見直すものですが、近年では、平成十六年一月、そして、平成二十五年三月に続き三回目の引き下げです。

現行の退職手当額は、昨年度の定年退職者の平均で約二千四百万円となっていますが、さらに八十万円もの引き下げとなり、過去三回の引き下げ額は、合計約六百八十万円です。

退職手当は言うまでもなく、職員の退職後の生活設計を支えるもので、後払いの賃金とも言われています。ところが、五年ごとの官民均衡の確保を理由に一方的に引き下げるとは、長い間、自治体労働者として、住民の命と暮らしの守り手として働き続けてきた職員に対して、労働者の権利を侵害するものと言わざるを得ません。

この間、年金の引き下げも続いています。その上、退職後も守秘義務が課され、雇用保険も適用されない県職員へのたび重なる退職手当引き下げは、生涯設計に大きな影響を及ぼすもので、大きな不安を抱いていると伺います。人事院が官民比較を問題にするならば、雇用保険の有無さえ比較対象にしないなど、非常に限定的で不十分だと思います。

以上の理由から、職員の退職手当を引き下げるこの条例案には賛成できないことを表明して、討論とさせていただきます。